

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

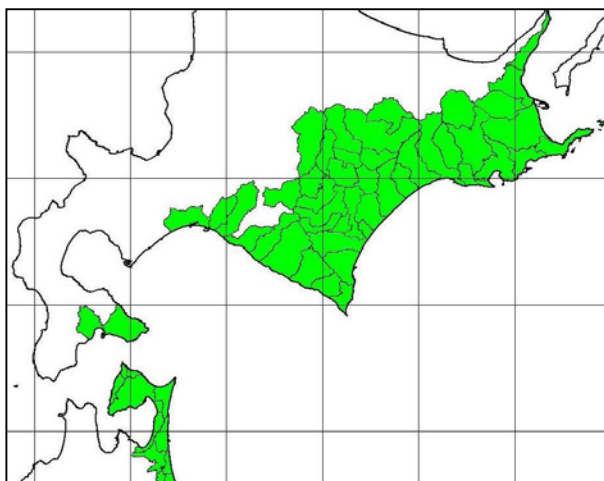
第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護対策及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域

法第3条に基づき指定された本道の推進地域は次のとおりである。



<本道の推進地域>

函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、厚真町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

当町の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第4節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置

1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判断されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

本部等の組織及び運営は、基本法、大樹町災害対策本部条例に定めるところによるほか、第2章第2節「大樹町災害対策本部の設置」に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

- (1) 町長は、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準については、第2章第3節「非常配備体制」に定めるところによる。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、収集した情報を住民へ速やかに伝達するものとする。

特に避難勧告・津波警報等の沿岸部住民等への迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線を活用する。

情報の収集・伝達における役割、地震・津波や被害状況等の情報収集・伝達については、第4章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、防災無線施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

町は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、防災関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、防災関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 救助・救急・消火・医療活動

地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、災害状況によっては、被災地の応急対策活動に時間を要する可能性があることを踏まえ、防災関係機関が全力を挙げて対応するのはもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても可能な限り人命活動、出火防止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。

町、消防機関や広尾警察署をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換などを行い、迅速な救助活動を実施するものとする。

町、道、日本赤十字社北海道支部、医療機関、医療関係団体等は、相互の連携の下に、迅速かつ円滑な医療救護活動を実施するものとする。

消防機関は、必要に応じ他の消防機関等との相互応援協力を得るなどして、消防力を結集し、その全機能をあげて消防活動を実施するものとする。

このほか、救助・救急・消火・医療活動については、第4章第5節「避難救出計画」、同章第14節「医療救護計画」に定めるところによる。

(5) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、その不足に対する供給を道に要請を行う。

物資調達活動については、第4章第12節「衣料・生活必需物資供給計画」に定めるところによる。

(6) 輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、道や公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4章第8節「輸送計画」に定めるところによる。

(7) 保健衛生・防疫活動・清掃等対策

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、道や公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4章第15節「防疫計画」及び同章第16節「廃棄物処理等計画」に定めるところによる。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保に努める。また、町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）の確保に努める。また、住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者の救護を実施するにあたり、必要な物資等が不足する場合は、道や関係機関等に供給の要請を行う。

(2) 人員配備

町は、第2章第2節「大樹町災害対策本部の設置」及び同章3節「非常配備体制」に定める配備体制により人員の配備を行い、人員の配備状況を道に報告する。

(3) 防災関係機関の災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

防災関係機関は、地震が発生した場合において、町計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定又は知事に対する自衛隊の災害派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」及び同章28節「広域応援対策計画」に定めるところによる。

町は必要があるときは、上記の応援協定等に従い応援を要請するものとする。

第4節 積雪・寒冷対策

1 除雪体制等の整備

道路管理者は積雪寒冷地に適した道路整備を行うとともに、国、道と相互連携を図り除雪を協力を推進する。

また、積雪期における、消防水利の確保に困難を期することも考えられるため消防機関においては積雪期の消防水利の確保について配慮するものとする。

2 避難所体制の整備

積雪期における避難所体制については、地域ごとに避難施設を確保し除雪等を早急に行える体制等の整備の確保に努める。

3 寒冷対策の推進

積雪・寒冷期においては、避難所における暖房器具等の確保に努めるとともに暖房用機器及び暖房用燃料等の取扱業者は、地震災害により被災した施設及び設備等の調査、点検を実施し被害にあった場合は二次災害の発生防止に努めるとともに、速やかに応急復旧を行い安全対策に努める。

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保

地震が発生した場合、地震の大きさや、気象状況等にもよるが、十数分程度で当町に津波が来ることが想定される。この間に住民の円滑な早期避難を行えば、被害は大幅に軽減できると考えられる。

このことから、津波来襲に備え、防災無線など通信施設の保持による住民への連絡体制の確保を図るものとする。

また、地震による道路、公園、漁港などの公共施設の被害は、震災時の避難や応急復旧などの障害になるばかりではなく、住民の社会・経済活動上、計り知れない影響を及ぼすことから、これらの施設の耐震性の強化を図るなど被害を最小限にとどめる対策を講ずる。

1 津波からの防護のための施設の整備等

施設整備の推進

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するため防潮堤・堤防・水門等の点検や補強等必要な施設整備を推進する。

施設管理の徹底

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検を行うものとする。

防災行政無線の整備等

町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線を活用するとともに、無線のデジタル化など整備方針及び計画を定めるものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第4章第1節「災害情報通信計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、住民及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも的確に伝わること等に配慮すること。
- (2) 関係機関と連携し、漁船等に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。
- (3) 町及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

3 避難対策等

津波注意報、津波警報が発表された場合、町は海岸付近の住民及び船舶等に対し、直ちに安全な場所への避難広報を行う。

- (1) 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、次のとおりである。

【浜大樹地区、旭地区、晩成地区海岸など町内海岸線全域】

(2) 町は、次の事項について住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

地区の範囲

想定される危険（浸水域の範囲）

避難所

避難所に至る経路

避難の勧告又は指示の伝達方法

避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装等）

(3) 避難の勧告・指示の発令及び避難所

避難勧告・指示の発令の基準及び避難所については、第4章第5節「避難救出計画」の定めるところによる。

(4) 避難所の維持・運営

町は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。なお、避難所への情報の提供や冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

(5) 避難所における救護

避難所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

町は に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

(6) 災害時要援護者の避難支援

災害時要援護者が災害時にすみやかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。

また、事前に援助者を定め、避難体制強化のための個別避難支援プラン等を作成し、避難に要する時間に配慮するものとする。

(7) 避難誘導等

避難者の誘導は、町職員、消防職員・団員、警察官及び地域の自主防災組織がこの任に当たる。

また、町は現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意や津波避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。また、津波注意及び津波避難場所等を示す標識の設置にあっては統一標識

のデザインを使用するよう留意するものとする。

町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(8) 避難意識の普及啓発等

町は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、避難訓練、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、津波避難に関する意識啓発を実施する。

4 消防機関等の活動

消防関係機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 救助・救急等

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(2) 電気

電気事業の管理者については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(3) ガス

ガス事業の管理者については、津波から円滑に避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の確保等の対策を実施する。

(5) 放送

放送事業者は、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難所に関する情報、津波に関する情報等、住民等が津波からの円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意するものとする。

また、地震・津波等に伴う避難勧告・指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難勧告・指示等の情報伝達に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災措置を講ずるものとする。

6 交通対策

(1) 道路

道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容をあらかじめ計画するとともに周知する。

(2) 海上

海上保安署及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置について、予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を行う。

(3) 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、第4章第7節「交通応急対策計画」に定めるところによる。

7 町が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、公民館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

伝達方法等については、次の事項に留意する。

- (ア) 来場者が極めて多数の場合は、これらの者が円滑に避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。
- (イ) 避難所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。
- (ウ) 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに退避するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止装置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄（避難所の指定を受けている施設）

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、町防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備・維持

ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

病 院

重症患者、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を行う。

学 校

災害発生時の避難所となる学校にあっては、避難の安全に関する措置を行うとともに、避難住民等の受入等に協力する。また、学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を行う。

社会福祉施設

社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を行う。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等設置施設

本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(1)の に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、過般式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

避難所施設

避難所となる学校、社会教育施設等の管理者は、(1)の 又は に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、計画的に行うものとし、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

1 建築物、構造物等の耐震化

建築物、構造物等の耐震化については、第5章第1節「地震災害予防計画」及び同章第6節「建築物等災害予防計画」に定めるところによる。

また、具体的な計画については、大樹町耐震改修促進計画に定めるところによる。

2 避難所の整備

避難所については、今後、耐震化も含め整備等に努める。

3 消防用施設の整備

消防用施設の整備については、第3章第8節「消防計画」に定めるところによる。

4 緊急輸送を確保するため必要な道路又は漁港の整備

緊急輸送を確保するため必要な道路又は漁港の整備については、第5章第1節「地震災害予防計画」に定めるところによる。

5 通信施設の整備

通信施設の整備について、第4章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。

第7節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、震災対策計画の熟知、関係機関相互の連携及び地域住民や自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、地震を想定した防災訓練を実施する。

1 防災訓練

防災訓練は、毎年実施できるように努める。訓練内容は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とするとともに、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。

2 実践的な訓練実施

町は、道、防災関係機関、町内会及び自主防災組織等と連携して、次のような具合的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 災害時要援護者に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 必要な情報(災害の状況、避難訓練状況等)に関する道及び防災関係機関への伝達訓練

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、道、防災関係機関、町内会や自主防災組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 職員に対する教育

町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。なお、町職員に対する防災教育は、本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ、その内容は次の事項を含むものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育・広報

町は、道や防災関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施する。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行うものとし、その内容は、おおむね次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、防災マップ等の印刷物、ビデオ等の映像、講演会等の実施など地域の実情に合せた、より具体的な手法により自助努力を促し地域の防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の転倒防止等の家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な診断改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震や津波の発生のしくみと危険性
- (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震・津波防災の取組等

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、道や関係機関と連携し、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育

道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について教育・広報に努めるものとし、第5章第12節「地震、津波に関する防災知識の普及・啓発に関する計画」に定めるところによる。